「山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（令和６年７月県条例第57号）」の一部改正に対する意見募集の予告

認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）を運営するためには、県が定める認定要件を満たし、知事（中核市にあっては市長）の認定を受けることとされています。

上記認定要件は、国の基準を踏まえて県の条例及び規程で定めていますが、国の基準が一部改正されたことに伴い、山形県では、現在、この条例の改正作業を進めております。

この改正案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

皆様の案に対する御意見、御提案をお寄せください。

記

１　意見募集の予定時期

令和８年11月下旬頃

※　スケジュールは作業の進捗上、ずれが生じたり、変更されたりする場合がありますが御容赦ください。

２　問い合わせ先

山形県しあわせ子育て応援部こども子育て政策課保育係
電話０２３－６３０－２１１７